

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

多様な担い手育成支援事業に基づく協定事業の実施に関する協定書 (案)

東京都（以下「甲」という）、国立大学法人東京大学（以下「乙」という。）及び●●●●●●（以下「丙」という）は、多様な担い手育成支援事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、事業の適切な運営等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(本事業の目的)

第1条 本事業は、区市町村・大学・企業・団体等の産官学民と連携し、東京農業のイノベーションを促進するとともに、新しい副業的農業希望者、援農ボランティア希望者等の多様な担い手（以下「多様な担い手」という。）を育て、多様な主体の農業への参画を促す拠点を整備し、農あるまちづくりを図りながら、東京農業の持続的な発展を実現することを目的とするものである。

(協定の有効期間)

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和12年3月31日までとする。

2 本事業の成果について特に優れていると甲及び乙が認めた場合には、協定期間を延長することができる。延長された協定期間における本事業の内容等については、甲乙丙協議の上、決定する。

(本事業の内容)

第3条 甲、乙及び丙は、次の各号の内容について、連携して実施する。

- (1) 令和6年3月1日付「東京都と国立大学法人東京大学との連携に係る協定書」に基づく乙による研究等の実施
- (2) 令和7年〇月〇日付7産労農振第〇号の通知に基づく、丙による企画内容等の実施
- (3) 前号の実施内容や進捗状況、支援を行う多様な担い手に関する情報等の発信
- (4) 甲乙丙等関係者相互の連携を図ることを目的に実施する運営委員会開催
- (5) 本事業により創出された成果の発表を行う成果報告会の開催

(事業の実施)

第4条 甲、乙及び丙は、本事業の実施・研究に向けて、それぞれが誠実に対応するものとし、最善の努力をする。

2 丙は、本事業の実施をするうえで、経費の原資が公的資金であることを十分に認識し、関係する法令等を遵守するものとする。

(役割分担)

第5条 甲、乙、丙及び事業運営に必要な施設及び備品（以下「施設等」という。）の管理

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

を行う施設維持管理者（以下「施設維持管理者」という。）の役割分担は次のとおりとし、その役割について甲乙丙及び施設維持管理者それぞれが責任を持ち、協力して本事業の実施に取り組むこととする。

(1) 甲の役割

- ア 本事業の実施等に係る総括を行うこと
- イ 本事業の実施等に係る協議及び助言を行うこと
- ウ 運営委員会を開催すること
- エ 本格開園前の施設等の整備（ほ場の石礫除去、整地を含む）及び消耗品等の調達、本格開園後の施設の改修（軽微 なものを除く）を行うこと
- オ 本事業の実施等に係る企画・実施への協力を行うこと
- カ 本事業の進捗管理、検証・評価を行うこと
- キ 乙丙が実施する本事業の成果に対する応分の負担としての協定金の支出を行うこと
- ク 施設維持管理者が実施する施設等の管理に要する経費の支出を行うこと
- ケ その他本事業を円滑に実施するため甲が必要と認めること

(2) 乙の役割

- ア 本事業の実施・研究に関すること
- イ 運営委員会に参加すること
- ウ 本事業の実施等に係る企画・実施への協力を行うこと
- エ その他本事業を円滑に実施するため乙が必要と認めること

(3) 丙の役割

- ア 本事業の実施に関すること
- イ 「多様な担い手育成支援事業 協定事業者 募集要項」に記載の内容を遵守すること
- ウ 計画的かつ誠実に本事業を行うこと
- エ 本事業の内容や本事業の実施に当たって丙が設定した KPI（以下、「KPI」という。）の達成状況等に関する情報等を甲及び乙に報告すること
- オ ほ場供用後のほ場管理を行うこと
- カ 事業プログラムに関する施設等の整備及び消耗品等の調達（甲又は施設維持管理者が行うものを除く）を行うこと
- キ 運営委員会に参加すること
- ク 施設等の予約受付、利用運営管理を行うこと
- ケ 施設等利用者の情報管理を行うこと
- コ 利用者等のトラブル対応を行うこと
- サ 飲食、物販施設の設置・運営を行うこと
- シ 事業プログラム利用料等の徴収・管理を行うこと
- ス 事業プログラム協力者等に要する経費の支払いを行うこと

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

- セ 事業プログラムに関する受付、案内、問い合わせ対応を行うこと
 - ソ その他本事業を円滑に実施するため丙が必要と認めること
- (4) 施設維持管理者の役割
- ア 本事業の協力を行うこと
 - イ 施設利用者の入退場管理 を行うこと
 - ウ 防火管理を行うこと
 - エ 場内警備を行うこと
 - オ 防火・防災管理者の設置等の防災、施錠管理等、場内安全管理を行うこと
 - カ 放送設備の管理を行うこと
 - キ 緊急連絡体制の整備 を行うこと
 - ク 災害時対応（避難場所としての取組を含む）を行うこと
 - ケ 各種保険料（火災保険、施設賠償責任保険等）の支払いを行うこと
 - コ 通信・光熱費関係の契約、管理、支払いを行うこと
 - サ 廃棄物処理・支払いを行うこと
 - シ 植栽管理を行うこと
 - ス 水管理、土壌飛散防止等のほ場管理を行うこと
 - セ 衛生管理、場内清掃を行うこと
 - ソ 施設の点検、維持・改修（軽微なものに限る）及び消耗品等の調達を行うこと
 - タ 施設に関する受付、案内、問い合わせ等の対応を行うこと
 - チ その他本事業を円滑に実施するため甲が必要と認めること
- 2 甲、乙及び丙は、自己が分担する役割について、第三者に委託し、本事業の実施に当たり必要な情報をその受託者と共有できるものとする。

(事業責任者)

第6条 丙は、本事業を実施するために必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を統括管理責任者及び主たる担当者として選任すること。統括管理責任者及び主たる担当者は、甲及び乙との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負うものとする。

(履行場所)

第7条 丙は、甲が所有する次条に定める敷地（以下「本敷地」という。）を本事業の目的達成のため、第1条に定める目的に供する履行場所として甲より提供を受ける。

(事業を履行する本敷地の所在等)

第8条 本事業を履行する場所は、次に掲げる土地とする。

番号	土地の所在	面積
1	東京都西東京市緑町一丁目2591番5	約4,300 (㎡)

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

(敷地の使用目的)

第9条 本敷地は、次の目的に使用するものとする。

- (1) 甲が行う、施設等の整備・運營業務
- (2) 乙が行う、本事業の実施・研究に係る業務
- (3) 丙が行う事業プログラム運営に係る業務
- (4) その他本事業に関連する業務

(施設等の整備)

第10条 本事業の事業目的を達成するため、丙による施設運営開始以前に必要な施設等の整備及び消耗品等の準備は、甲がこれを行う。

- 2 甲は、施設等の整備に着手する前に、近隣住民等を対象とする説明会（以下「住民説明会」という。）を開催する。住民説明会の開催場所、開催日時、周知方法及び周知期間等については、甲乙丙3者で相談の上決定する。
- 3 甲は、整備完了後、その所有する施設等を、事業履行場所として乙及び丙に無償で提供する。
- 4 丙による施設運営開始後の施設等の整備及び消耗品等の調達は、甲乙丙協議の上決定することとし、丙又は施設維持管理者がこれを行う。
- 5 整備した施設等の詳細及び甲丙及び施設維持管理者の管理責任区分については、別途協議により定める。
- 6 ほ場供用後は、ほ場管理及び事業プログラムに関する施設等の整備並びに消耗品の調達は丙、施設等の整備（軽微なものに限る）及び施設の維持管理に関する消耗品の調達は施設維持管理者が行うことを基本とする。
- 7 甲及び乙は、この施設等について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、丙は、これに協力しなければならない。

(事業プログラムの開始)

第11条 丙は、ほ場の整備が完了した後、本事業の事業目的達成のため、施設・事業プログラムの運営を開始する。

- 2 施設運営開始の時期は、令和7年●月とする。ただし、災害その他やむを得ない理由のため運営を開始できない場合には、別途協議の上決定する。
- 3 事業年度は、当該年4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。ただし、事業開始初年度は、本施設に係る履行開始日から当該年度3月末日までの期間とする。

(転貸の禁止等)

第12条 丙は、施設等を利用し本事業の運営を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなけ

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

ればならない。ただし、(1) から (3) については、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) この施設等の使用権を譲渡しないこと
- (2) この施設等の形状を変改しないこと
- (3) この施設等を第1条の目的以外に使用しないこと
- (4) 他者に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと

(使用人の義務)

第13条 乙及び丙は、この施設等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙及び丙は、この施設等を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供してはならない。

3 乙及び丙は、この施設等を危険薬物(東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成17年東京都条例第67号。以下「薬物濫用防止条例」という。)第2条第1号から第6号までに規定する薬物、同条第7号に規定する薬物(薬物濫用防止条例第12条第1項に規定する知事指定薬物(以下「知事指定薬物」という。)を除く。)のうち東京都安全安心まちづくり条例(平成15年東京都条例第114号)第28条第1項の規定により地域の安全安心を脅かすものとして知事が定めるもの及び知事指定薬物をいう。)の販売等(製造、栽培、販売、授与、使用若しくは広告すること、又は販売、授与、使用若しくは広告の目的で所持すること(法令若しくは条例の規定による場合又は学術研究、試験検査、犯罪鑑識、疾病の治療、工業用の用途その他の正当な理由がある場合を除く。)をいう。)又は特殊詐欺(詐欺(刑法(明治40年法律第45号)第246条の罪をいう。)又は電子計算機使用詐欺(刑法第246条の2の罪をいう。))のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に調達した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるものをいう。)の用に供してはならない。

(維持保全義務)

第14条 丙は、施設等について善良なる管理者の注意を持って使用し、これらを正常な状態に維持しなければならない。

2 丙の責に帰すべき事由により、この施設等が滅失又はき損したときは、丙はこれを速やかに原状に復し、又はこれに要する費用を弁償しなければならない。

3 天災等の丙の責に帰すべき事由ではなく、この施設等が滅失又はき損したときは、甲の

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

責任により原状に復し、事業運営に支障をきたさないようにしなければならない。

(独自提案により実施する事業)

第 15 条 丙は、施設等運営のほか、本事業の目的に適合する取り組みを実施することができる。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を必要とする。

(施設等の運営)

第 16 条 丙は、本施設等を管理、運営するに当たり、本事業の目的達成に向けて次の条件を満たさなければならない。

- (1) 施設等運営開始後の経営は、原則として本事業により得られた利用者からの利用料収入等を原資とするが、不足する分については甲が負担して運営するものとする。
- (2) 運營業務において、事業プログラム収入の増加等により発生した剰余金は、原則として、当該年度以降の事業実施等に還元するものとし、その際、剰余金の金額に応じた協定金の減額は想定しないが、収支が赤字になった場合でも、原則として協定金等の補填は行わないものとする。
- (3) 施設等運営において、事業年度末の収支が最終的にマイナスとなった場合は、原則として甲は丙への財政的支援は行わない。
- (4) 施設等の改修費用は、軽微なものは丙の負担、そうでないものは甲の負担とし、負担区分が不明確な場合は、その都度協議の上決定する。
- (5) 運営開始後に新たに必要となる消耗品等(消耗や劣化による更新を含む。)の調達は、丙が行う。
- (6) 地域への波及効果が期待できるよう運営する。
- (7) 収穫祭や利用者交流会など施設利用者向けのイベント等を必要に応じて開催する。
- (7) 施設利用者の交流スペースを配置する。
- (8) 地域住民向けのイベント等を必要に応じて開催する。
- (9) 農業・農地の持つ多面的機能をアピールする。
- (10) 災害時には必要に応じ、本施設を自主避難場所として開放する。
- (11) 地域住民や乙等と連携し、災害時避難訓練等を実施する。
- (12) 本施設は、開園時間、開園日を限定し、開園中は係員を常駐させる。

(維持管理費の負担)

第 17 条 甲は、本事業の運営及びこの施設等の使用に関連して生ずる、電気、ガス、上水道及び下水道の使用料、燃料代、廃棄物の処理並びに軽微な修繕等の費用を負担するものとし、これら契約・支払等は別途契約する施設維持管理者が実施する。

- 2 施設等の維持保全に必要な修繕は、甲の負担とする。
- 3 その他疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の上、定めることとする。

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

(広報)

第 18 条 本事業に関する広報活動は、甲乙丙が連携し、各々が持つ活用可能な媒体により協力して行う。

- 2 甲は、東京都広報、ホームページ等を活用する。
- 3 乙は、ホームページ、掲示板等を活用する。
- 4 丙は、チラシ、ホームページ等を開設・活用する。

(事業の報告)

第 19 条 丙は、本事業の運営にあたり、甲及び乙と協議の上、事業年度ごとに年間事業計画を作成し、甲が指定する期日までに、甲及び乙に報告しなければならない。

- 2 丙は、前項に基づく管理運営状況を記載した事業報告書を事業年度ごとに作成し、甲が指定する期日までに、甲及び乙へ提出しなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙丙協議の上決定する。
- 3 丙は、毎四半期及び毎年度 2 月末終了時点での KPI の達成状況等の本事業の実施状況について、甲が指定する期日までに、根拠書類とともに甲に報告しなければならない。
- 4 前 2 項にかかわらず、甲が必要と認めるときには、丙に対して本事業の実施状況について報告を求めることができる。

(検証・評価)

第 20 条 甲は、前条による報告に対して、その報告内容の妥当性や KPI の達成状況等について、外部有識者等で構成される評価委員会において検証・評価を行い、結果を丙に通知する。

- 2 前項にかかわらず、甲が不要と認めるときには、評価委員会による検証・評価及び丙への結果の通知を省略することができる。

(協定金の額の決定)

第 21 条 甲は、前条による評価に応じて、別途定める方法により協定金の額を決定し、丙に通知する。

- 2 前項に規定する協定金の額の決定は、原則として毎年度終了時の評価に応じて実施するが、丙が希望し甲が認める場合には、毎年度中に 1 回に限り、希望時点の評価に応じて追加で実施することができる。ただし、希望できる時点は、あらかじめ甲が指定する複数の時点の何れかに限るものとする。
- 3 前項にかかわらず、最終的な額の決定は、毎年度終了時の評価に応じて実施する。

(協定金の支払)

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

第 22 条 丙は、前条により決定した額の協定金の支払を甲に対して請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときは、当該請求金額を丙に支払うものとする。

2 前項にかかわらず、甲が丙に対して支払う協定金の額は前条第 3 項により決定した額を上限とし、丙が前条第 2 項により決定した額の協定金の支払を請求し、甲が当該請求金額について支払を履行した場合、前条第 3 項に基づき丙が請求する協定金の額は、前条第 3 項により決定した協定金の額から支払済の協定金の額を差し引いた額とする。

3 前 2 項にかかわらず、丙が甲に提出した根拠資料等において虚偽があった場合、甲は、状況に応じて、支払った協定金の全部又は一部について、甲の定める期限（以下、「納期日」という。）までに甲の指定する方法により返還することを、丙に求めることができる。

(運営委員会)

第 23 条 甲は、本事業を検証し、丙の円滑な事業運営に反映させるため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会に関する詳細は別途定める。

3 丙は、甲が行う事業検証等に必要な資料として、事業運営に関する情報等の提供を求められた場合には、これに協力しなければならない。

4 丙は、施設利用者と運営内容について話し合う場を設けるなどにより、セミナーや管理内容、連絡状況などについて意見聴取し、円滑な運営に努めるものとする。

(協定内容の変更及び解除)

第 24 条 甲、乙又は丙が、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、関係者協議の上、必要と認められる場合は本協定内容の変更又は解除を行うものとする。甲は、必要に応じて、変更内容の妥当性等について外部有識者等で構成される運営委員会において検証・評価を行い、同委員会において必要と認められる場合はこれを承認する。

また、甲は、丙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この協定を解除することができる。

(1) 第 1 条（本事業の目的）の規定に違反したとき

(2) 第 4 条（事業の実施）の規定に違反したとき

(3) 第 12 条（転貸の禁止等）の規定に違反したとき

(4) 第 13 条（使用人の義務）の規定に違反したとき

(5) 丙が本協定、公募要項、その他甲が定める条件等に違反したとき

(6) 丙による本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき

(7) 丙の責めに帰すべき事由により、甲又は乙が損害又は損失を被ったとき

(8) 丙が、支払停止、支払不能若しくは債務超過に陥ったとき、丙が振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は丙が銀行取引停止処分を受けたとき

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

- (9) 丙について、差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
 - (10) 丙について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は私的整理の申立てがあったとき
 - (11) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき
 - (12) 地震、台風及び洪水等の天変地異、疫病・感染症の流行、政府規制、暴動、戦争、内乱その他のやむを得ない理由により本協定を中止する必要性が生じたとき
- 2 前項にかかわらず、本協定締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により本事業の内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、本事業の内容を変更することができる。
- 3 第2項による解除は、甲が丙の責めによって生じた損害について賠償請求することを妨げるものではない。
- 4 丙は、本条第1項に基づく解除により損害を被った場合であっても、甲に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

(甲による協定の解除に伴う措置)

第25条 甲が前条第1項第1号から第11号までの規定により本協定を解除した場合において、すでに支払った協定金があるときは、甲は、状況に応じて、当該支払済の協定金の全部又は一部について、納期日までに甲の指定する方法により返還することを、丙に求めることができるが、本協定の履行のために適切に使用されたと甲が認める金額を返還金から控除するものとする。

(延滞金及び違約加算金)

第26条 甲が第22条(協定金の支払)第3項又は前条の規定により丙に協定金の返還を求めた場合において、丙がこれを納期日までに納付しなかったときは、丙は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 甲が第22条(協定金の支払)第3項又は前条の規定により丙に協定金の返還を求めた場合、丙は、協定金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協定金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(延滞金の計算)

第27条 甲が前条第1項の規定により丙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた協定金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(原状回復)

第 28 条 丙は、前条の規定により協定が解除に至った場合においては、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担で、この施設等を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の終了)

第 29 条 事業目的の達成による事業の終了により、本件協定の期間が満了した場合においては、丙は、甲が指定する期日までに、丙が整備したものを撤去し、原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(事故発生の防止)

第 30 条 丙は、この施設等の使用に関しては、人命に対する危険防止に万全の措置を講じなければならない。

2 丙は、この施設等の一般的な使用にあたり、甲又は第三者に損害を与えたときは、すべて丙の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 31 条 甲、乙又は丙は、甲、乙又は丙がこの協定に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 本事業の実施に当たり、甲、乙又は丙は、その責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。

(暴力団等排除に係る解除)

第 32 条 甲は、丙が、暴力団（東京都暴力団排除条例平成 23 年東京都条例第 54 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（東京都暴力団排除条例平成 23 年東京都条例第 54 号第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する場合（丙が他の事業者等と連携して本事業を実施する場合は、当該他の事業者等のいずれかが該当する場合を含む。）、この協定を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 契約解除に伴う措置については、第 25 条（甲による協定の解除に伴う措置）の規定を準用する。

(不当介入に関する通報報告)

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

第 33 条 丙は、本事業を実施するに当たり、丙や丙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団又は暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

(個人情報の取扱い)

第 34 条 甲、乙及び丙は、本協定に関して取得した個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。甲、乙又は丙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

- 2 甲、乙及び丙は、本協定に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限等に従い保管した後、適正に廃棄する。

(情報公開)

第 35 条 本協定に関して甲が作成する資料及び丙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、個人情報に係る部分を除いて、原則として開示請求の対象となる。

(本事業の公表)

第 36 条 甲、乙及び丙は、本事業の内容及びその成果を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、当該内容及び成果が、本事業の結果得られたものであることを明示するものとし、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

(知的財産等の権利の帰属)

第 37 条 本事業の実施・研究の過程において得られた知的財産等の権利（以下「知的財産権」という。）は、原則として甲及び乙又はその代表者若しくは丙に帰属するものとする。ただし、甲は、公共の利益のために特に必要である場合には、その理由を事前に乙又は丙に通知し、乙の了承を得たうえで、その権利等を使用することができることとする。

(知的財産権の移転等)

第 38 条 乙又は研究代表者若しくは丙は、知的財産権を第三者に移転しようとするときは、事前に甲の承認を受けるものとする。

- 2 乙又は研究代表者若しくは丙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、甲に通知するものとする。
- 3 乙又は研究代表者若しくは丙は、知的財産権の放棄を行うときは、事前に甲に通知する

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

ものとする。

(秘密の保持)

第 39 条 甲、乙及び丙は、本協定に関して、相手方から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、本協定に関して知り得た個人情報、相手方の技術上、学問上、経営上等の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 開示を受けた時にすでに公知となっていたもの
- (2) 開示を受けた時にすでに自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

(情報の開示)

第 40 条 甲、乙及び丙は、本協定期間中、自己が保有し、かつ本協定に関して必要な資料、必要な秘密情報を相互に開示する。ただし、秘密漏洩禁止義務のもと、第三者から入手した資料・情報等の開示につき制約を受けるものについては、この限りではない。

2 甲、乙及び丙は、前項により相手方から開示された一切の資料、情報を本協定の目的のみに使用し、その他の目的に使用しない。

(事前通知事項)

第 41 条 丙は、次の各号に該当する事由が生じたときは、事前に又は事後直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織に関する重要な変更
- (2) 代表者、商号・名称、又は住所の変更
- (3) 本事業に関する事業の全部又は一部の譲渡
- (4) その他、支配権に実質的な変動を生じさせる行為

(免責)

第 42 条 丙は次の各号に該当する事項について自らの責任で処理するものとし、甲はそれに起因又は関連して丙に生じた損害、損失、費用、事故その他一切の事象について責任を負わないものとする。

- (1) 活動団体等の解散、清算又は倒産手続等の開始若しくはその申立て
- (2) 活動団体等の重要な契約等の締結、変更、解約、解除又は終了
- (3) その他、本事業に起因する事件・事故等

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

(使用言語)

第 43 条 本協定に関して甲乙丙間で用いる言語は、日本語とする。

(使用通貨)

第 44 条 本協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(準拠法)

第 45 条 本協定は、日本国の法令に準拠するものとする。

(管轄裁判所)

第 46 条 この協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、本事業を実施する施設等の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協定期間終了後の効力)

第 47 条 本協定が期間満了又は解除等により終了した後においても、第 25 条（甲による協定の解除に伴う措置）、第 26 条（延滞金及び違約加算金）、第 27 条（延滞金の計算）、第 31 条（損害賠償）、第 34 条（個人情報取扱い）、第 35 条（情報公開）、第 36 条（本事業の公表）、第 37 条（知的財産等の権利の帰属）、第 39 条（秘密の保持）、第 42 条（免責）、第 43 条（使用言語）、第 44 条（使用通貨）、第 45 条（準拠法）、第 46 条（管轄裁判所）及び本条の規定は存続するものとする。

(協議)

第 48 条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、本協定の趣旨に鑑み、甲乙丙 3 者が誠意をもって協議の上、その取扱いを定める。

上記協定締結の証として、本協定書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年●月●日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
産業労働局長 田中 慎一

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

乙 東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人東京大学
総長 藤井 輝夫
代理人 工学系・情報理工学系等
事業部部長 渡邊 慎二

丙 ●●●●●丁目●番●号
●●●●●
●● ●● ●●